

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文化芸術振興課
内線番号	4219

No.	項目	内容
①	処分名	京都府立堂本印象美術館における熟覧等の承認
②	法令名	京都府立堂本印象美術館条例
③	法令番号	平成3年条例第31号
④	根拠条項	第3条
⑤	処分権者	指定管理者
⑥	法令の定め	<p>(利用の承認) 第5条 美術館が所蔵する美術品等について、熟覧し、模写し、模造し、撮影し、又は原板を利用しようとする者は、指定管理者(利用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条及び次条において同じ。)の承認(以下「利用の承認」という。)を受けなければならない。 2 指定管理者は、利用を不相当と認めるときは、利用の承認をしないことができる。 3 指定管理者は、美術館が所蔵する美術品等の管理上必要があると認めるときは、利用の承認に条件を付することができる。</p>
⑦	審査基準	京都府立堂本印象美術館管理規程
⑧	経由機関名	-
⑨	協議機関名	-
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 7日
	経由機関	-
	協議機関	-
	当該処分機関	7日
⑫	問合せ	文化スポーツ部文化芸術振興課(075-414-4219)
⑬	備考	